議　　長　日程第16「報告第２号令和７年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長　それでは報告第２号令和７年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないと規定されているため、本定例会において報告をさせていただきます。

１枚おめくりいただき、令和７年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書について件数は６件でございます。

款総務費、項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍電算システム改修事業につきましては、翌年度繰越額184万8,000円で、財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。

戸籍附票への旧氏等記載機能のシステム改修に係るもので、令和７年度の補正予算として計上し、翌年度に繰り越したものでございます。

款商工費、項観光費、事業名、スポーツツーリズム推進拠点整備事業につきましては、翌年度繰越額4,239万8,000円で、財源内訳は右欄記載のとおりとなります。寄自然休養村管理センター改修工事等の一部が年度内に完了が見込めないことから、翌年度に繰り越したものでございます。

款土木費、項土木管理費、事業名、地籍調査事業につきましては、翌年度繰越額1,240万円で、財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。国土調査法に基づく地籍調査委託料で、翌年度に繰り越したものでございます。

款土木費、項都市計画費、事業名、新松田駅南口駅前広場整備事業につきましては、翌年度繰越額1,500万円で、財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。南口駅前広場昇降機設計委託料で、関係機関との調整に時間を要したため、年度内に完了が見込めないことから翌年度に繰り越したものでございます。

款教育費、項小学校費、事業名、松田小学校施設整備事業については、翌年

度繰越額990万円で、財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。令和８年１月の強風による倒木により被害を受けました松田小学校の体育倉庫の修繕工事で、令和７年度の補正予算として計上し、令和８年度に繰り越したものでございます。

款教育費、項中学校費、事業名、松田中学校整備事業につきましては、翌年度繰越額１億8,000万円で財源内訳は、右欄記載のとおりとなります。松田中学校屋内運動場のLED化及び屋根断熱工事で、国庫補助金の前倒しに伴いまして、令和７年度の補正予算として計上し、令和８年度に繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議　　長　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

９　番　井　　上　３行目の地籍調査事業、これは投資的事業等ではないので、なぜ1,240万円が全額繰越になったのかの理由をお願いをしたいと思います。

まちづくり課長　お答え申し上げます。地籍調査事業に関しましては、今繰り越した予算以外、令和８年度におきましても、当初予算で、1,316万4,000円、これをお認めいただいております。ちょっと複雑なように感じるかもしれないのですけども、いわゆる国の補正予算のタイミングで、昨年度もこれは補正のほうを打たせていただいておりますけども、補助率がいわゆる当初予算のときと補正予算、国が編成されるタイミングで、補助の内示率が相当に違います。一つテクニック論になろうかと思いますけれども、この補正予算のタイミングで計上させていただいた部分、これを令和８年度に繰越をさせていただいて、執行していると。こういう少しテクニカルな部分がございますが、このような体制を取らせていただいているということでございます。

以上です。

９　番　井　　上　それではこの事業に対する国の方の補助の交付決定の時期が遅かったからというふうに理解しましたが、いつぐらいの時期になりますか。

まちづくり課長　お答え申し上げます。交付決定は、年が明けて、ちょっとすみません。正確な期日が分かっておらんのですが、２月程度だったというふうに思います。

議　　長　　ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。